

令和8年度第4回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月22日(水) 午後3時から午後4時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第2会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡	邊	賢
委	員	2番	鈴	木	ハマ子
委	員	3番	赤	間	良一
委	員	4番	郷	家	百合子
委	員	5番	伊	藤	信一
委	員	6番	高	橋	信博
委	員	7番	櫻	井	昭彦
委	員	8番	庄	司	安伸
委	員	9番	小	幡	康子
推	進	委	員	10番	櫻井孝一
推	進	委	員	11番	小林寅雄
推	進	委	員	12番	荒川和洋
推	進	委	員	13番	阿部義弘
推	進	委	員	14番	桂嶋賢一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤真文

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔、小西芹奈

※総会開会前に、委員改選に伴い、新たな農地利用最適化推進委員となられた5名の委員に対し、渡邊会長から委嘱状を交付した。

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

2番 鈴木ハマ子 委員

3番 赤間良一 委員

日程第2 報告第2号 農地法第4条の規定による届出に対する受理について

日程第3 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

日程第4 議案第6号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第4回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第4回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし} 賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

2番 鈴木 ハマ子 委員、3番 赤間 良一 委員をお願いします。

議 長 日程第2 報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料2ページ、申請番号1の内容について説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出書に対する受理についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の3ページ、現況写真について別綴りの1ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、 地区の さん、農業者になります。

申請地は、加瀬字十三塚134番30、加瀬字石切場16番14の2筆になります。

地目が登記簿、現況とも田畑で、面積が2筆合計で554㎡、市街化区域内の農地になります。

申請事由はアパート建築になります。

所有者であります、 さんでございしますが、ビニールハウス、鉄骨ハウスにてハウス野菜を栽培してきておりましたが、自身の高齢に伴い、今回の届出地にありました鉄骨ハウスを撤去し、現地にアパートを建築することとしたようで、今回、農地法4条届出がなされました。

鉄骨ハウスはすでに撤去されております。

施設の規模ですが、1LDK4世帯分、2LDK4世帯分の建物と世帯数分+αの駐車場の整備となる計画です。

用排水計画につきましては、農業用排水からの取水・排水はないことからございません。

当該地の被害防除計画としまして、雨水は計画地内に蓋掛けのコンクリート側溝、グレーチングを設置し、雨水集水マスを設置しての対応、汚水は公共下水道に接続するものであります。

現地は造成工事を行いますので、周辺に被害を与えないよう十分注意し施工しますが、万が一被害を与えてしまった場合は、誠意を持って対応にあたっていただきます。

今回の届出人である、[]さんの資力及び信用があることが必要となります。

造成費に[]円、建築費が諸経費込みで[]円、事業費合計が[]円となります。

全額借入となりまして、[]からの融資証明書にて事業費分の融資借り入れが実行予定であることを確認しております。

併せまして、周辺の営農条件に悪影響をあたえないこと、事務局においてこれらの基準を満たせるものと判断し、書類を受理しております。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号1は、地権者が[]地区の農業者になりますので、6番 高橋 信博 委員から補足説明願います。

高橋 信博 委員

はい。こちらは市街化区域内の農地になります。

周辺も住宅ですし、建物を建てるにあたっての問題点は特にはないかと思います。

先ほど事務局の鈴木さんから説明があったとおり、[]というところで8世帯ほどのアパートを建築するということであります。

娘さんとお話ししたんですが、なぜこういった調査をされるのですかと聞かれました、アパートを建てられる場所が農地になりますので、農地に建物を建てる場合は農地法という法律に基づいて、手続きをしなければならないんですよという旨をお話したところ納得されたようでした。

契約自体は本日行うようなお話しもその時にされてました。

市街化区域内の届出で、すでに許可は出ておりますので、問題はないかと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

はい。伊藤でございます。

先ほど事務局から説明があったんですが、事業費が[]いくらとかつていう話でしたが、ここは町届出の市街化区域ですよね？

そうしますと、添付書類の中で預金通帳の写しとか残高証明書とかが空欄になってるわけです。

それで、今、具体的に金額の話があったわけですが、そこはメリハリ付けてや
ってもら、県許可のときは絶対必要ですと。
そういったことでお願いします。

事務局 資料の添付は求めておりませんで、確認だけさせていただいておりました。

伊藤 信一 委員

あつ、確認しての内容ということね。はい、わかりました。

議 長 その他ございますか？

質疑がないようです。

本案件は、報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 続きまして、日程第3「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定によ
る届出に対する受理について」を議題とします。

それでは、事務局から4ページ申請番号2の内容について、説明をお願いします。
ます。

事務局 続きまして、資料4ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の5ページ、現況写真について別綴りの2ページに掲載し
ておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]地区の[]さん、無職の方になります。
譲受人が同じく[]地区の[]さん、会社員になります。

申請地は、森郷字蓮沼66番7になります。

地目が登記簿が畑、現況が公衆用道路で、面積が9.98㎡、市街化区域内の
農地になります。

本地についてはこれまでの経緯が特異になりますので、土地の経緯について、
まずご説明させていただきます。

① 今回届出のありました「森郷字蓮沼66番7」については、昭和59年5
月17日付けで隣接する「森郷字蓮沼66番1」より分筆を行っていますが、

地目の変更は行われませんでした。

当時の所有者は■■■■さんの旦那さんでしたが、現在はお亡くなりになっております。

② 昭和59年9月12日付けで位置指定道路の認定を受けております。

この「位置指定道路」とは、土地を分割して建物を建てる際に、新たに造られた幅員4メートル以上の私道のことです。

行政から「道路の位置の指定」を受けることで、建築基準法上の「道路」として認められ、家を建てることが可能になります。

このことから、先ほど前段でご説明した分筆行為は、位置指定道路の道路部分として使用するために行ったことが予想されます。

③ 本来であれば、当時、農地法による届出により許可を受ける必要があったが届出はされませんでした。

届出がされなかった理由は今となっては不明ですが、恐らく農地法についての知識が浅かったためではないかと想定されます。

④ 位置指定道路として認定を受けた日から今日に至るまで、道路として利用されてきております。

⑤ 現所有者の■■■■さんは旦那さんの死亡に伴い、旦那さんからの相続により本地を取得しているので農地法による届出が必要である旨、旦那さんによる届出がなされていなかったことを把握しておりませんでした。

⑥ 今回、本地の売買に至ったことから、仲介業者にて調査を行ったところ、本地が農地に該当することが発覚いたしました。

⑦ 今回の本地売買に伴い、農地法による農地法第5条の届出を行ったものがあります。

以上のような経緯があった土地になります。

申請事由につきましては、本地所有者である■■■■さんですが、現在92歳と高齢での一人暮らしであります。

資料5ページの下の位置図を見ていただきたいのですが、■■■■さんの自宅については、本地の県道を挟んだ向かいにある「森郷字蓮沼66番2」であります。■■■■さんはこちらには現在住んではおらず、早々にこちらの自宅ともども現地を売りたいとの希望であるとのことでございます。

買い手はすでに決まっております。宅地のみの売買であれば、民-民間で契約が可能ですが、前段で説明しました通り、現地には登記簿上が農地で現況は道路として利用している土地が付随していることから、こちらの現況道路となっている道路部分も含めて、今回本地を購入される■■■■さんが、農地法第5条許可を受けた上で購入し、許可後に地目変更を行うこととなります。

本地につきましては、すでに道路部分として利用されている土地になりますので、従来の被害防除計画等についてはございません。

提出いただく書類については、一通り揃っておりましたので、受理いたしております。

議 長 次に、現地確認等の結果について、番号2は、地権者が■■■■地区の方になりますので、2番 鈴木 ハマ子委員から補足説明願います。

鈴木 ハマ子 委員

はい。事務局の丁寧な説明ありがとうございました。

初めてのケースだったので、どうしたものかな〜と思っていたんですが、よくわかりました。

現地に行ったときに、この部分、道路になってますけど、ここって県道に出るのに非常に見通しが悪いんですね。この部分があったからよかったといえますか、だからこの部分を道路の一部にしたんでしょうけど。

まず、大変危険なところですので道路にさせていただいてよかったと思います。

遡っての手続きにはなりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

すいません。一つだけ説明してほしいです。

譲受人の■■■■さん、この人は■■■■、ということは町の中ですか？

一般公衆道路ってなってるんだけど、私道ですよね？

そうすると、ここの関係っていうのは、譲受人とどう関係するんですか？

奥の方にも住宅がありますけど。

事務局 まず、関係性はないんですね。

66-1の宅地を売却する際に、この道路としている部分も名義を変えたいという売り手側の■■■■さんの要望があり、買い手側の■■■■さんが了承したということでもあります。

この公衆用道路として使用している部分も含めて宅地部分も購入してほしいということでお話し合いがあったんだと思われます。

本来であれば、■■■■さんが買わなくてもいい場所なんです、売り手の■■■■さんの名義のこの道路用地が残ってしまう、■■■■さんは高齢であり、所有されている土地をすべて売却したいということだったんだと思います。

伊藤 信一 委員

そっか、■■■■さんという方は66-1の宅地を買おうとしてる方ということ？

事務局 そのとおりです。

伊藤 信一 委員

あー、そういうことか、わかりました。

事務局 すいません、そのように説明すれば早かったですね。
それから、66-2の宅地も購入される予定です。

議 長 66-2も買われるんですか？

事務局 そうですね、あわせて購入されると伺っておりました。
どちらの土地もということで。

議 長 本件部分は購入しても道路にしか使えない？

事務局 はい、そのようになりますね、現地もこれまでずっと道路として利用してきて
いる部分ですので。そこは両者において了承の上でのお話になります。

議 長 その他にございませんか？

櫻井 孝一 委員

はい。今の件でね、写真見ますと、奥に新しい家が建ってますよね？
これ、新しい家が建つときに、この案件って出されなかったんですか？
ここって県道から入りますと、奥って行き止まりの袋小路ではないの？
見に行ったわけではないからわからないんだけども。

櫻井 昭彦 委員

反対側からも入れるんじゃないかと思いますよ。
つながってると思います。

事務局 あくまで、今回の66-1の売買の話が出たからわかったと言いましょうか、
すでに昔から公衆用道路として利用されてきたわけです。
形状がすでに道路ですから、見た目ではこの部分が登記簿上農地であるなんて
誰もわからないと思います。

奥側に家を建てた際にも、この道路部分はすでに存在していたわけでした。

櫻井 昭彦 委員

いや、そのとき問題にならなかったのかなってことですよね。

櫻井 孝一 委員

そうそう、それからさ、消防法の関係で道路幅決まっていますよね？

そういうところで問題にならなかったのかな～って思っています。

櫻井 昭彦 委員

ただ、ここには反対からも入れるんですよね。

だから、取り付けはこちらから取っているんだと思いますね。

奥から入れるんです。

櫻井 孝一 委員

この間の案件とのつながりはあるんじゃないんですかね？

何かそんな感じがするけど。

前回か前々回の案件かな。

伊藤 信一 委員

ここからもう少し上に行ったところだな。

事務局 あ～、はい、ここから少し上に行ったところですかね。

■さんの案件ですか。

櫻井 孝一 委員

あ～、そうそう。

事務局 それとはぜんぜん別の案件です。

櫻井 孝一 委員

あ～、別なんだ。

事務局 ■さんの案件は、住宅地の整備になりますね。

事務局 位置図上段の方の蓮沼66番7って書いてあるところの真上のところから分筆されてまして、前々回でしたかね、報告案件として出させていただいています。

櫻井 孝一 委員

火事とかあると危ないような道路だと思ったもんでね。

ここのちょっと上のところで火事になったとき、この反対側のポンプから水取ったんですよ。上の方で火事になったときあってね。

だから、狭い道路はやっぱね、なかなか難しいんだね。

伊藤 信一 委員

消防法も変わってきてるだろうし、消防の方でもそこは状況判断して、理解した上で許可を出しているだろうから、その道路幅員が4 mあるかどうかね。

消防車が入るかどうかね。古い家でなくて10年以内に建ってる家だよな？

櫻井 孝一 委員

まあ、よろしいんですけどね。

そこの奥側の住宅ができたときに改善できなかったのかなって思ったので。

後からわかるっていうのがどうにも・・・。

家を建ててるときにも、何回もこの道路は通ってるだろうから。

議 長 まず、今回の話はこの道路部分が登記簿上「畑」だったということがわからなかったという話ですからね。

櫻井 孝一 委員

まさか、出来上がってこんなところが農地だったとはわからなかったでしょうからね。まあ、そういう場所もあるとは思いますがね。

議 長 その他ございますか？

よろしいですかね？

それでは、本案件についても報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、日程第4 「議案第6号 農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議について」を議題とします。

それでは、事務局から資料6ページの内容の説明をお願いします。

事務局 はい、それでは報告案件と順番が前後しましたが、最後、議案ということで資料8ページご覧ください。

農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議についてでございます。

8ページに申し合わせ決議の案を掲載しておりますとおり、こちらは、全国農業委員会会長大会で組織決定した事項となっておりますので、各自治体の農業委員会において、全委員にて取組みいただきたいとお願いされた内容になります。

本年は、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う委員改選が行われる自治体が多い年度となり、改選前の6月の農業委員会総会時等において、改選で退任される農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様方に対し、これまで購読いただいております「全国農業新聞の購読」を今後も継続していただくよう、各農業委員会会長より改めて依頼をお願いするよう申し渡されております。

こちらにつきましては、先月総会時に退任委員3名に通知文をお渡ししております。

今回より、農業委員会新体制となることから、新委員も含めた全委員の全国農業新聞購読について、改めて新会長より各委員に依頼をしていただくということになります。

まず、私の方から資料の8ページに掲載している「全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議」について、読み上げさせていただきたいと思います。

農業委員・農地利用最適化推進委員の全国農業新聞皆購読に関する申し合わせ決議（案）

農業委員会系統組織の組織紙である「全国農業新聞」は農業・農政等の情報や知識はもとより、全国の農業委員会が創意工夫して取り組む事例が数多く掲載される、いわば「農業委員・農地利用最適化推進委員活動の参考書」である。

特に「地域計画」の実現と、より実情に合わせた柔軟な見直し（ブラッシュアップ）に向けた取り組みが求められており、その先導役として取り組みを進める

「農業委員・農地利用最適化推進委員」の役割が一層重要である。

そのためには、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが「全国農業新

聞」を購読し、自ら毎週読むことで、担当地区の委員活動に役立てることが重要である。

よって、私たち利府町農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員は、より良い農業委員会活動を推進していくため、委員全員が「全国農業新聞」を購読することをここに申し合わせる。

令和8年7月22日 利府町農業委員会

ということで、申し合わせ決議(案)をお示しさせていただきましたので、決議をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの内容について、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件についてですが、この決議自体、各委員が「情報発信の重要性を認識し、推進に取り組んでいく」という共通認識のもとに成立するものでありますことから農業委員・農地利用最適化推進委員全員の賛成・同意を求めるものであります。

それでは、本案件について、原案の通り申し合わせ決議することに賛成の委員の方は挙手願います。

(委員全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、新体制となりましたが、各委員におかれましては、宮城県情報提供推進事業方針の趣旨をご理解いただき、継続して委員となられる皆様には引き続きの購読を、今回新たに委員となられました皆様には新規購読について依頼するとともに、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

議 長 次に、その他に移ります。

議 長 資料9ページから10ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

郷家 百合子 委員

はい、1164番 完了です。

もう一つ、1165番も完了です。

議 長 はい、それでは他にございませんか？
では、ないようですので、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に(2)、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第5回総会の日程でございますが、今回は令和8年8月25日（火曜日）の午後2時から、利府町役場2階 第2会議室で開催したいと思いますのでご参集いただきますようお願いします。

議 長 それでは、今回は、令和8年8月25日（火曜日）の午後2時から役場2階の第2会議室で開催いたしますので御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

特にございませんか？

それでは、なければ事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは案件のご審議ありがとうございました。
最後に事務連絡になります。
別紙でお配りいたしました事務連絡をご覧ください。

1 番です。前回総会以降の会長等出席行事報告になります。

令和8年7月1日（月）にみやぎアグリレディス21第23回総会及び第1回市町村農業委員会女性委員等研修会が仙台市のホテル白萩で開催され、鈴木ハマ子委員、小幡康子委員、事務局で出席しております。

本日より新体制となっており、新委員の皆様にご説明いたしますが、みやぎアグリレディス21といたしますのは、宮城県独自の団体でありまして、県内の女性農業委員の会と言ったらいいでしょうかね、本町ですと、鈴木ハマ子委員、小幡康子委員、郷家百合子委員が会員でありまして、鈴木ハマ子委員はさらに副会長となっております。

令和8年7月17日（金）、県農業会議第124回常設審議委員会が仙台市のホテル白萩で開催されまして、渡邊会長が出席しております。

2番です。

市町村農業委員・農地利用最適化推進委員新任者研修会についてです。

令和8年8月6日（木）市町村農業委員・農地利用最適化推進委員新任者研修会が「JAビル宮城」にて開催される予定となっておりますので櫻井委員、阿部委員、荒川委員3名の委員の参加をお願いしたいと思います。

時間等については、連絡があり次第通知差し上げます。

最後、3番です。

神谷沢字新宮ケ崎地内ほ場の現状変更届出の件についてです。

前の地内ほ場にて令和5年度より実施されてきている、田への盛土による畑への転換の盛土工事の件ですが、当初の計画内容のとおり、現地が施工されていないと見受けられ、工期を過ぎて長期間が経過していることから、地権者4名へ通知するとともに、工事業者に対ししても通知及び説明を求めました。

当委員会からの内容説明依頼に対しての工事業者からの説明結果といたしましては、先日、同地区にて計画されてきました「」が諸事情により中止となりましたが、本盛土工事業者がその後を引き継いで事業を実施できるか検討しているとのことであり、地盤の沈下率を計測するための、現地での過剰な盛土であったということでございます。

こちらにつきましては、初めて聞く内容でありまして、最近まで何の相談等もなく勝手に行われていたことでもあり、その辺を指摘すると謝罪をされておりましたが、いずれにせよ現状のままというわけにはまいりませんので、中止となりましたの件は別としまして、農業委員会へ届出している「現状変更届出」に対する決着としまして、

- ① 最大1.5mの盛土高とする。
- ② 工期が終了しているため、工期延長の手続きをとる。
- ③ 本手続きに際し、今回の経緯をまとめ、盛土工事の工期を「令和9年3月31日」までとし、工事内容を取りまとめの上、工程表とともに添付すること。
- ④ 盛土工事対象地の角地で畑を耕作されている地権者の農地へ被害が及ぶことのないよう、適切な対応策をとること。

を条件に誠意をもって工事を完了させることを取り付けましたのでご報告いたします。

議長　ただ今、事務局より報告ありましたが、何かございますか？

伊藤 信一 委員

今の内容ちょっとよろしいですか？

工事業者への申し立て事項について、①～④番のような結果になるというのはわかるんだけど、その過程の中で思うことがあるんでよろしいですか？

1点目ね、工事業者が無断でやったということで、説明には工事業者しか来ていない、 が中止になりました、その中止になった事業を引き継げるか検討しているってどういうことなんですか？

盛土して現地の沈下率を見るということどこから請け負ってやってるってことなの？それから全体をやる予定なの？

2点目です。

地盤の沈下率っていう話ですが、じゃあ、現地に看板があって、どこからの依頼です、現地計測してます、っていうことで盛土してるならまだわかります。

どうやったってわからないよね？これはおかしいです。

3点目ね、①の最大1.5mの盛土っていうのは、既存の田んぼからっていうこと・・・ですね。

(事務局がうなずくを見て) はい、じゃあこれはいいか。

盛土工事の工期を3月31日までにする、これ、本来の届出の計画、これを3月31日まで終わらせてくれということですよ？

それで、その後は畑としてかぼちゃを植えたりとか、そのようになるということでしょうか？

事務局 そのとおりです。盛って終わりではなく、当初計画どおり、畑として利用するための盛土ですから、きちんと耕作できる状態で地権者に渡してもらい、地権者は何かしらの作物を作付けしていただくということになります。

盛土自体は終わってるんですね、盛土した上に再盛土を行い、沈下率を見ているとかよくわからないお話をされてるんですが。

今から盛るわけではないんです、今となれば元に戻すような形です。

伊藤 信一 委員

うん、わかりました。

それから、別件で持った場所ありますよね？隣のところ。

事務局 はい。この東側のところですね？

伊藤 信一 委員

そうそう。

事務局 ここも盛っている場所なんですが、ここも計画では1.5m盛土です。

伊藤 信一 委員

わかりました。ご苦労様でしたね。

議 長 よろしいですか？それでは、その他を終了します。

これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございます。

5 閉 会

局 長 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第4回 農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年8月25日

2番委員

鈴木ハナ子 

3番委員

赤間良一 

